**令和５年度**

**第１回大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会**

**基盤整備促進ワーキンググループ**

日時：令和５年８月２１日（月）１０時～

場所：大阪赤十字会館 ３０３会議室

日　　時：令和５年８月２１日（月）午前１０時～１２時

場　　所：大阪赤十字会館 ３０３会議室

出席委員：北村委員、謝委員、谷川委員、谷口委員（ＷＧ長）、橋本委員、原田委員、宮﨑委員

〔五十音順〕

○事務局

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、「令和５年度第１回大阪府障がい者自立支援協議会　地域支援推進部会　基盤整備促進ワーキンググループ」を開催いたします。

　委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

　本日は、議事録等作成のため、この会議の録音をさせていただきますので、予めご了承願います。

　会議の開会に先立ち、大阪府福祉部障がい福祉室　生活基盤推進課長の小山よりごあいさついたします。

○事務局

　皆さん、改めまして、おはようございます。生活基盤推進課長の小山でございます。よろしくお願いいたします。

　本日は、本当に暑い、人間の平熱を超える引きつるような暑い中、そして、コロナも地味に少し広がっている感もあるというような中ですが、このように、“Face to Face”での開催にこぎつけましたこと、皆さまにご理解をいただき、本当にありがとうございます。

　さて、このワーキンググループですが、久しぶりの開会となっております。それと申しますのも、昨年（令和４年度）に、大阪府障がい者自立支援協議会において、地域における障がい者等への支援体制、あわせて、長年の課題である入所施設の今日的な役割・あり方についてもご議論をいただいたところでございます。年間３回の会議ではございましたが、大変有意義な議論がなされ、これから検討していくべき事項ということで重い提言をいただきました。改めて、やはり我々行政の側だけではなくて、このようなワーキンググループを再構築し、皆さんのお力を借りて、皆さんには２年間の任期ということでお願いをしておりますが、とてもではないですが、２年の中で、全てを解決していくというのはなかなか難しいことかとは思っておりますが、やはりスピード感を持って一歩でも前へ進めていけるような形で、ご協力をいただけたらありがたいなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

　私からは、お願いといいますか、ワーキンググループの中で、このように進めていきたいと思っていることを２点だけご紹介申し上げます、

　今日もいくつかご紹介申し上げますが、先ほど申し上げた実効性のある施策の構築、また、国へのアプローチにしても、何をするにしても、やはりエビデンスというのは大変重要になってくるかと思いますし、協議会の中でも、そのようなご意見をいただきましたが、まだまだ情報が薄かったり、現場の実態をなかなか分かっていない部分もございますので、ちょっと丁寧に実態把握を、ヒアリングや実態調査を含め、エビデンスを取りながら、それに沿った形の施策の構築や国へのアプローチを考えていけたらいいかと思っております。

　もう一つですが、大変多岐にわたる提言の内容でございますので、基盤整備促進ワーキンググループでは、主にこうした形で進めさせていただきたいということを、後ほどご説明申し上げますけれども、この自立支援協議会中には、別の部会もございますし、別のワーキンググループでも、様々な議論がなされておりますので、そこでなされている中身も随時共有しながら、ご議論の材料にしていただけたらありがたいなと考えております。

　そういうことですので、基盤整備促進ワーキンググループですが、一応ＮＧはなくて、割と幅広く色々なことをご議論いただけたらありがたいなと思っております。

　「これは、うちのワーキンググループの問題ではないよね」というような堅苦しいことを言わずに、横断的な形でご議論をいただけたらありがたいなと考えております。

　前回に引き続きの方もいらっしゃいますが、新たなメンバーでしっかりと議論し検討を重ねて、「待ったなし」と言われている障がい者の方々の地域の生活基盤の促進に向けて、活発な議論をお願い申し上げ、開会のあいさつに代えさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局

　本日は、令和元年度以来の基盤整備促進ワーキンググループの開催となります。本年（令和５年）７月に委員の皆さまを選任させていただきました。

　それでは、ワーキンググループ長のご紹介に続いて、本日ご出席の委員の皆さまを、委員氏名の五十音順でご紹介させていただきます。

　関西福祉大学社会福祉学部　教授　谷口ワーキンググループ長です。

　社会福祉法人和光福祉会　法人事務局長　北村委員です。

　社会福祉法人大阪府社会福祉事業団　みずほおおぞら　所長　謝委員です。

　社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会　事務局長　谷川委員です。

　社会福祉法人大阪自彊館　障害者支援施設いまみや　施設長　橋本委員です。

　交野市福祉部障がい福祉課支援係　係長　原田委員です。

　特定非営利活動法人サポートグループほわほわの会　代表理事　宮﨑委員です。

　本日は、委員数７名のうち、７名の委員にご出席いただいております。過半数の委員にご出席いただいておりますので、参考資料２「基盤整備促進ワーキンググループ運営要綱」第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

　次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

　次第

　資料１－１「令和５年度基盤整備促進ワーキンググループ　検討項目」、

　資料１－２「令和５年度基盤整備促進ワーキンググループ スケジュール」、

　資料２「令和５年度施設入所の待機者に関する実態調査について（調査項目一覧）」、

　資料３－１「令和４年度障がい者支援施設に関する実態調査結果概要」、

　資料３－２「市町村における障がい者支援施設からの地域移行に関する取組状況」、

　資料４「現在の取組状況について」、

　資料５「地域生活支援拠点等の充実・強化について」、

　参考資料１「地域支援推進部会運営要綱」、

　参考資料２「基盤整備促進ワーキンググループ運営要綱」、

　参考資料３「委員名簿」、

　参考資料４「地域における障がい者等への支援体制について（大阪府障がい者自立支援協議会）」、

　参考資料５「令和５年度基盤整備促進ワーキンググループにおける検討事項について」、

　参考資料６「令和５年度施設入所の待機者に関する実態調査について（回答様式）」、以上になります。

　なお、大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本ワーキンググループも、原則として公開としております。また、配付資料とともに、委員の皆さまの発言内容をそのまま議事録として、府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめご了解いただきますようお願いします。それでは、これからの議事進行につきましては、ワーキンググループ長にお願いいたします。

○ＷＧ長

　それでは、早速でございますが、ワーキンググループを始めたいと思います。先ほど課長がおっしゃったように、本ワーキンググループは、令和元年度から少し間が開いたのですが、その間は、どちらかというと、障がい者支援施設のあり方も含めて、かなり広い内容の部分を、本体等で検討していたというところもありますので、今回、それを受けて、再び本ワーキンググループの中で、今日の議題等に関して、より突っ込んだお話しができればと思っております。

　それと、私は、他のワーキンググループの方はよく存じませんが、昔の基盤整備促進ワーキンググループの雰囲気というか、本当にざっくばらんなお話し合いになっていたかと思うのです。ですから、特に、「言ったら駄目かな」ということはなしにして、思うところをおっしゃっていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、早速議題に入ってまいりたいと思います。

　先ほど言いましたように、「これは他のワーキンググループ」というような部分の線引きはなしということでお話はいただく訳ですが、今日は資料を用意していただいていますので、大きくは大体こういう方向性の中で、それぞれのお立場から、お気づきの点を思いきりお話をいただけると、非常に助かるなと思っております。

　まず、議題１ということで、今年度の検討項目及びスケジュールを共有したいと思いますので、事務局からご説明をお願いできますでしょうか。

○事務局

　まず、「令和５年度基盤整備促進ワーキンググループの検討項目」についてご説明します。資料１－１をご覧ください。

　大阪府自立支援協議会報告書「地域における障がい者等への支援体制について」の全文については、参考資料４を、また、提言を取りまとめるまでの検討の背景や現状、経緯等については、参考資料５を、それぞれご参照いただければと思います。

　本ワーキンググループにおいては、提言を踏まえ、障がい者支援施設や地域生活支援拠点等の支援体制の整備についてご議論いただきます。ご議論をいただく提言の内容については、資料１－１の左の欄に記載している、入所時、入所中等の地域移行に向けた認識の形成と共有、暮らしの場となるグループホーム等のサービス提供基盤の拡充、障がい者支援施設による在宅やグループホームで暮らす障がい者や介護者等へのバックアップ機能、地域生活への移行に向けた支援体制の構築、重度化・高齢化に対応した生活環境の整備、多様化する障がい者への支援、これらの提言を受けて、項目を３つに分けました。

　先ほどの説明にもありましたが、提言内容は、多岐にわたり検討していただくこととなりますので、検討の項目については、事前にワーキンググループ長とご相談をして、今年度に検討する項目について一定整理をしたものです。

　検討項目については、「①入所時、入所中等の地域移行に向けた働きかけ」、「②障がい者支援施設等の支援環境の整備」、「③地域生活支援拠点等の充実・強化」、この３つの項目について、現在の取組、これからの施策の方向性（案）を議論していきたいと思います。それぞれの項目については、後ほど順にご説明をしたいと思います。

　検討項目については、課長のあいさつにもありましたように、スピード感を持って取り組み、次年度の予算要求に反映していくもの、調査・ヒアリング等により情報収集を重ね、じっくりと時間をかけて検討していくものに整理し、ご議論をいただきたいと思っています。

また、提言の内容については、中長期的に検討していくので、この検討項目に限らず、皆さまからの追加のご意見をいただきながら、検討を進めていく予定としています。

　次に、資料１－２「令和５年度基盤整備促進ワーキンググループのスケジュール」をご覧ください。

　スケジュールとしては、第１回の本日は、現状説明と、実態把握に向けた調査について、また、施策等の方向性について議論をしていただきます。本日の議論を踏まえ、９月中旬に追加のご意見を照会させていただく予定としています。そのご意見を集約し、９月中に整理をして次年度に向けた予算要求に反映していきたいと考えています。

　第２回のワーキンググループについては、12月から令和６年１月頃を予定しています。こちらでは、予算要求結果を踏まえた今後の施策展開についてご議論いただきます。

調査等の作業については、既に実施している、待機者実態調査、拠点等の調査、これに加え、今後実施していく調査等を記載しています。調査結果等については、次年度の予算要求のエビデンスとしても活用していきたいと考えています。

　備考欄には、地域生活支援拠点等に係る市町村意見交換会（９月４日開催）、親会の大阪府障がい者自立支援協議会（９月１９日開催）への提言に係る検討状況の報告等の予定を記載しています。資料１－１、資料１－２の説明は以上です。

○ＷＧ長

　ありがとうございました。資料１－１をご覧いただくと分かりますが、非常に幅が広くて、かつ、深い内容になるのですね。そのためのエビデンスということで、今、調査が開始されているというご説明だったのですけれども。概ね今年度、それから、来年度のうち、特に今年度、こういった形で調査等を踏まえて、あるいは皆さま方の意見を反映していくということで進めていきたいと思うのですが、皆さま方の中で、特にご意見などはございませんでしょうか。方向性、スケジュールということになりますが、大きくはよろしいですか。大丈夫でしょうか。

　それでは、各項目に沿って、再び事務局の方から説明をお願いできますでしょうか。

○事務局

　続きまして、資料２「令和５年度施設入所の待機者に関する実態調査について」のご説明をします。

　こちらは、先ほどの検討事項の①になります。この調査については、提言において、地域全体で障がい者を支える仕組みの構築として、市町村や基幹相談支援センターをはじめ、関係機関が連携するとともに、障がい者支援施設入所中のみならず、入所希望者を含めた地域移行への働き掛けが重要であるとの提言が出されたことを踏まえ実施するものです。障がい者本人や介護者の状態、地域生活への移行の可能性、市町村における地域移行への取組等の調査を行うことにより、待機者や地域における相談体制の実態を把握し、地域移行推進に向けた今後の方策を検討することを目的としています。調査の実施期間は、令和５年８月４日から８月２５日まで、集約・分析は９月初旬を予定しています。

　この調査については、ワーキンググループでの検討より先行して実施することとなりましたが、今年度に限らず、毎年継続して実施していく予定としていますので、今後、調査項目を追加・検討することも可能となっていますので、またご意見を頂戴できればと思っています。この調査のイメージですが、本実態調査により、市町村で把握をしている待機者のうち、地域生活の継続が可能な方（入所が必要でない方）、入所待機者（入所が必要な方）に分類します。入所施設の待機者のうち、地域生活の継続が可能な方については、本人の意思決定のもと、地域生活の継続を促すことで、待機者の解消をめざしていきます。入所が必要な方については、障がい者支援施設においてアセスメントを実施し、地域移行をめざします。

　入所施設については、提言にもありましたように、「終の棲家」ではなく、一定の高度かつ集中的な支援を経た後に、施設を退所して地域で生活をすること、地域移行を支援すべきとあり、地域移行に向けたアセスメントの場であることから、施設からグループホーム等への地域移行を促し、次の待機者を入所させることにより循環を図っていくことをイメージしています。待機者の待機の必要性について明確に分類することで、市町村への地域移行の取組の実態を精査し把握します。実態把握により、入り口の対策となる相談体制の再構築・連携推進、また、出口対策となる施設や住まいの場となるグループホーム等のハード・ソフトの基盤整備の方策を検討していきます。

　それでは、調査項目についてご説明します。こちらの「調査票１」については、待機者本人及び家族等の状態についてということで、市町村が把握している待機者の人数を記載します。後ほどご説明しますが、待機者本人及び家族等の状況ということで、入所希望の理由、地域生活の検討等、問１における待機者について、「調査票2」にご記入いただくことになっています。

まず、「調査票１」からご説明します。２番目の待機者の変動状況については、直近５年間（平成29年度から令和３年度まで）の待機者の変動状況について聞いています。これは、平成29年度から継続している待機者がどのぐらいいるのかというところを確認するために、５年間の変動状況を把握することとしました。３番目は、市町村における待機者に関する検討の場ということで、市町村が、施設入所の待機者についてどの程度把握をしているのか、また、その取組について協議や検討をする場があるのか、独自の取組等について調査をしていきながら、市町村の待機者に関する取組が進んでいるような事例等を集めていきたいと考えています。

　次のページをご覧ください。「調査票２」になります。こちらは、市町村が把握している待機者本人の状況について、お一人ずつ確認をしていくことになります。待機者となった年度、年齢、性別、手帳の所持状況、障がい支援の区分、行動関連項目、医療的ケアの状況という、待機者本人の状況を聞きます。２つ目は、生活基盤の状況ということで、現在の居所、どこでお住まいになられて待機者として待っているのかということを聞きます。３つ目は、家族等の状況ということで、父母、キーパーソンとなる兄姉・姉妹・親戚等、それぞれの年齢を５歳区切りで選んでいただきます。こちらの年代をお聞きしているのは、今、一緒にいらっしゃる家族がどのくらいの年齢なのか、ご高齢なのか、そういったところを確認するために年代を聞いています。あと、介護者、後見人等の有無を聞いています。

　次をご覧ください。ここでは、入所希望の理由についてお伺いしています。「積極的な理由、消極的な理由、不明」のいずれかを選択していただきます。積極的な理由というのは、在宅・グループホームより施設に入所した方が本人の生活の質が向上すると考えられるもの、消極的な理由はそれ以外となります。真に積極的な理由というところは、表に示しているように、本人の状態が変化し、本人の行動改善、生活の能力の習得が必要となったためなど、記載している理由が考えられます。消極的な理由というものは、記載のとおり、グループホーム等の住まいの場がない、資源がないためなどです。資源があれば地域生活は継続できるというところの消極的な理由を聞くことにより、市町村の気付きを促すという意味も含めて、この理由を設定しました。

　次に、待機者本人及び家族等の状態について、地域生活の検討についてということになります。こちらは、先ほどもご説明したとおり、施設は「終の棲家」ではないというところで、施設入所後、退所した後に地域生活に移行していくことを前提に、この項目を設定しています。サービス等利用計画の策定状況、施設入所ではなく地域生活の継続の可能性の検討をしているかどうか、施設入所後の地域移行について、施設入所後、退所した後の地域生活を含めた説明をきちんとしているか、また、その説明をした上で地域移行の意向確認をしているのかどうかということを聞いています。調査票については以上となります。

　続きまして、資料３をご覧ください。資料３は、令和４年度障がい者支援施設に関する実態調査の結果の概要になります。こちらは、令和４年度に障がい者支援施設を対象に実施したもので、回答をいただいたのが79施設となっています。

　地域移行を理念や方針等に位置付けている、若しくは、明記していないが地域移行を意識した取組を行っている施設は合わせて約５割、入所者等から希望があれば検討する施設が４割という状況になっています。また、地域移行の担当者の配置については、65施設が、「配置していない」と回答しています。地域移行に関する研修の実施状況についても、どの選択肢にも記載がなかった施設が23施設ありました。地域移行に関する項目の自由記述については、地域移行の課題として、地域の受け入れ環境の整備について述べる意見が多く、地域の支援者の人材確保についての意見も多くなっていました。施設の個室化の状況では、23施設が全室個室で、31施設が個室化を進めていく予定はなしと回答しています。

　次に、資料３－２をご覧ください。こちらは、令和４年９月22日の大阪府障がい者自立支援協議会資料から抜粋したものとなっています。昨年の大阪府障がい者自立支援協議会の検討の際に、市町村における障がい者支援施設からの地域移行に関する取組状況ということで、市町村に調査をしたものです。こちらについては、取組の中心となっている機関が、市町村、基幹相談支援センター、自立支援協議会といった状況になっています。また、こちらの中で、市町村における地域移行の取組について、家族理解のための取組を行っていないと回答したところが19市町村、また、障がい者支援施設向けの取組も行っていないところが23市町村といった結果から、地域移行がなかなか進んでいないというデータになっていました。

　次の資料３－２の障がい者支援施設から地域移行への課題については、地域の資源不足が課題として挙がっていますが、多くの市町村において、課題解決に進んでいないという状況になっています。また、サービス等利用計画に地域移行を記載している市町村（データ20）では、関係機関連携等の強化により地域移行を進めているという傾向も見られました。

　次に資料４をご覧ください。こちらは、現在の取組の状況になっています。

上段の重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業（コンサルテーション事業）は、重度知的障がい者に対応可能な支援スキルを持つ法人を増やし、重度知的障がい者の地域での生活を支える体制を整備することを目的に、令和２年度からモデル事業として、また、令和３年度から本格実施をしているところです。事業内容については、先駆的に取り組まれている社会福祉法人北摂杉の子会さんに委託し、そのノウハウを活用して、重度知的障がい者に対応可能な６法人を３年間で養成するものです。令和４年度には１法人が修了し、令和５年度には１法人が修了予定、令和６年度には４法人が修了予定となっています。

　次に、重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金（福祉基金事業）ですが、こちらについては、重度障がい者の地域移行をより推進していく観点から、重度障がい者の地域生活を支援するグループホーム、短期入所事業所を拡充するため、事業者に対して、受入れに必要な環境整備にかかる費用を助成するため、令和５年度から実施しているものです。補助の要件は、重度障がい者（障がい支援区分５以上）の受け入れに必要な環境整備で、対象経費は、障がい特性に応じた居室及び共用部分の改修にかかる工事費となっています。補助率は10分の10、補助上限は１事業所当たり180万円となっています。今年度の募集は既に終了しており、協議申請のあった事業所については32件と、大変ニーズが高い状況となっています。検討項目１、２及び現在の取組状況についての説明は以上です。

○ＷＧ長

　ありがとうございました。それでは、このあたりから中身の議論に入っていきたいと思うのですけれど。今回、資料をご覧いただいても分かりますように、大阪府さんとしても、事業をされている、財源もこのように考えておられるということですので、「委員対事務局」というよりも、大阪府さんにも一緒に入ってもらって、ざっくばらんに、どこからでも結構です、いかがですか。

　これは、結構踏み込んだ調査なのです。積極的な理由、消極的な理由、特に消極的みたいなところは、「いや。それがあったら入所しないでいいじゃないか」というようなところも含めて、今、待機者に挙がっているという現状とか、あるいは今の説明を聞いていただいたら分かりますように、すべての施設ではないですが、施設側でも、なかなか取組が不活発であったり、市町村でも基盤整備という部分が遅れていたりというか、検討していなかったりという。もし、この状態が続いていたら、それは、何十年経っても進まないなというところはあるかと思うのですが、いかがでしょうか。どこからでも結構です、お気づきの点があれば。

○委員

　一つ聞きたいのは、自立支援協議会で、地域移行の協議をしているところが結構あるというふうに、確か資料のどこかにあったなと思って、具体的にどんなことをされているか、もし、把握されているところがあれば、ちょっと教えてほしいなと思うのですけれど。そこがすごく気になったので。

○委員

　当市の場合ですが、地域移行部会がありますが、それは精神疾患の方です。課題となっているのは、知的障がいの方や身体障がいの方の地域移行については議論ができていないという状況です。これは一例です。

○委員

　当市の自立支援協議会の方でも、今、お話しがあったとおり、精神を中心とした地域に根ざした生活の在りようについて、いろいろな各検討項目を挙げながら、今、実際に進めているところです。施設の立場からしても、やはり地域の社会資源の横断的な連携があれば、一歩でも二歩でも進むなというのは、実際にいろいろな事例を聞いて感じるところですので、縦割りの関係から、横断的な連携というところが、今、当法人は自立支援協議会に参加していてですが、そういった方向にありつつあるのかなと。

　一方においては、やはりどうしても、特に重度の身体障がい者の団体というか、そういう方々のお話ですと、「親亡き後」という言葉については、非常に抵抗があると。「自分で決めることについて親とは関係ない」とか、そんな話も出たりして、ちょっといろいろなことが、広がることも多いのですけれど。全体の流れとしては、やはり社会資源での支援や育成等々が、そういうふうな環境を整備するにあたっては必要かなとは思います。

　なぜ、私自身がそういうふうに感じるかといいますと、うちの施設が、市の多機能拠点型施設として、平成２８年度に設置されております。現在の課題は、中核都市である当市が、40万人の人口に対して、そのうち施設ですべてが対応できるということについて、物理的にも不可能だろうというところにおいて、特に緊急対応などについては、やはり面的整備との連携の中で拡げる方法が必要かなと感じるところなのですけれども。施設の運営にあたる中で、そういったことを感じるところが多々あります。

　ちなみに、うちの施設の場合は、大体３～５年で、入所者は地域移行をするというのが大きなテーマですので、結構慌ただしく、忙しくさせていただいております。現在、平成28年度から令和５年６月末までですが、33名の方が地域移行をしております。以上です。

○ＷＧ長

　最後の33名という数は衝撃というか、結構多いような気がしますよね。ちょっと質問なのですが、横断というのは、例えば、高齢の方などに関しては、障がい領域だけとは違って、老人福祉の領域も含めて考えないといけないよとか、そういうようなご趣旨でしょうか。

○委員

　そうです。それで、もう一つ、当市の場合は、南北に長いのですが、住宅協会での調査によりますと、北部の方に結構家が空いているということで、空き家の利用などが少し話が出たのですけれども。ただ、北部の方については、別に人に貸すほどではないですが持っていますというような、結構経済的にも裕福な家主さんが多いものですから。

　反対に、南部の方になりますと、小さなアパートの改善などができていないので、住むには結構テコ入れをしなくてはいけないということとあわせて、誰でもいいから利用してほしいという家主さんがいると。ただ、条件がありまして、やはり障がいの方を受け入れるにおいては、保証人であったり、何かあったときには、福祉関係者に駆けつけてほしいということを言われるのですけれども。福祉関係者にしても、その辺のネットワークも含めてですが、限られた人材しかありませんので、すべてに対応することもできないということで、住宅関係については、ちょっといろいろなことで、まだ時間がかかっているように思います。

　地域移行についての落ち着きどころは、やはりグループホームが多いかなと思っております。

○ＷＧ長

　ありがとうございました。「親亡き後」と言っていますが、実は、親がいる間からの支援をどうするのかというのは、一番の課題のような気はしますし、あと、面的整備という部分で言えば、これは、一番、組織化の問題で、どう組織化していっているかというようなところになります。市町村に、１箇所の面的整備があればいいのかというと、人口が、３万人、５万人ぐらいを超えていったら、当然１箇所では足らないというのは、誰が考えても分かることなので、そのあたりを、規模に応じて、あるいは地域に応じて、どう構築していくか、つながっていくかというところが、やはり今後の課題になるような気はしますね。ありがとうございました。

○委員

　私が勤めていますところは、施設入所支援、障がい者の入所支援と生活介護、それと、相談支援事業を併設しております。

　まず、入所者の状況なのですが、資料をいただいて読んでいたのですが、全国的によりも、かなり大阪は、特に、私が勤めているところは、もっと重度化・高齢化しているなという印象と、どこまで市町村が入所待機者を把握しているかというのは、すごく疑問なところがあります。というのも、事業所に対して問い合わせはすごくあるのですが、市町村に尋ねたら、「契約施設ですので、『直接施設と契約してください』と言われましたので、直接来ました」という問い合わせは、本当に日常的にあります。

　待機者の方の状況も、ちょっと様変わりしてきております。圧倒的に、在宅でご家族が見られていて、家で見られなくなったときのために待機しておきたいと、きちんと市町村を通して斡旋依頼がきているのも、一応待機者という形で、当施設も十数名が今もおられるのですけれど。

　当施設は、身体障がい者が主の施設なのです。最近は、意外とグループホームから依頼があったりとか、知的障がいの方が主な施設から、ちょっと重度化されて日常の介護が困難であるので、身体障がいを主としている施設の方が確かに設備はありますし、職員もその方向で、いわゆる介護福祉士とかが多いものですので、そちらの方を、本人若しくは家族さんも希望されているという待機者も、ちょっと増えてきているなというところです。

　逆に、私どもの施設から、最近、地域移行で自宅に戻られた方が一人おられて、残念ながら他の退所というのは、入院されて退院できる見込がないのでとか、若しくは、入院先でお亡くなりになられた方の退所が続いているという現状です。

○ＷＧ長

　確かに障がい者支援施設で、一口で語られないというか、設置年によって全然違いますよね。古い施設ほど、高齢化率とかという部分がありますので、平均値で言うというのは、非常に危険な部分はあるかとは思うので、本当に施設特性に合わせて。

　昨年度に大阪府障がい者自立支援協議会でまとめたのが、障がい者支援施設さんは、基本的にはやはり集中支援という部分がありながら、さりとて、50歳以上、60歳以上の方が地域にというのが本当にいいのかというのも踏まえた、結構中身のある内容だったので、逆に言うと、それに応じて、個室化であったり、あるいは集中支援機能ということで、今回、府さんがお話しされた資料４で、施設に力を付けていただくというか、その両面でやっていくことが必要という方向性は出していると思うのですね。

　あと、繰り返しになるのですが、待機理由が、おそらくこれまで行政さんでお聞きするときに、「施設を希望する」という、そこだけで、もし待機リストに載せているとするならば、今回はその理由、「何で」というところを踏み込むことによって、正直、「やむなく入所するというのは、これほど残酷なことはないんだよ」というところに気が付いてもらいたいというところはあるかと思うのです。

　エビデンスなのかどうか分かりませんが、実は、７～８年前に他県の市が、障がい福祉計画を策定するにあたっての調査をかけているのですが、あれは１回だけで、それ以降は見たことはないのですけれど。どんな調査だったかというと、施設入所者の方に対して、今後もそこで入所を続けたいとか、そうじゃないとか。普通は各市町村の調査はそこで止まるのですが、そこから突っ込んで、「それは、何で入所を続けたいのですか」と聞いているのです。

　そのときに、今回、大阪府さんが用意されたような、積極的な理由、あるいは消極的な理由と言って並べて聞いたと。さらにそこから突っ込んで、「じゃ、消極的な理由が解消しても、なお施設にいたいのか」というのを聞くと、ちょっと数字はうろ覚えなのですが、結果として、身体障がい者のたぶん４割ぐらい、知的障がい者も同じぐらい、精神障がい者に至っては６割が、「いや。それは、出られるもんなら出たいよ」と。あれは、めちゃめちゃ重たい結果なのですよ。だから、たぶん１回きりだったと思うのですけれど。

　だから、ある意味、厚生労働省が３年に１回打ち出してきている５％などというのは、「完全に嘘っぱちだ」と言って考えていかないといけないというか、３割が出たいのだという前提で、「でも、出られないのは何で」というところで考えていかないといけないというところはあるかとは思うのです。それでも、なお残られる方に関しては、生活環境という部分をという、それで初めて公的支援というものが形作られるという気はするのですけれどね。ちょっと長くなりましたが、そういう状況はあるかと思います。

　一方で、待機というのは、しなくてもいいものだったら、入らなくてもいいものだったら、入らないでいいように整備をしていくのだという、これを、今回、調査で明らかにしていくというのは、非常に大事なことかと思います。

○委員

　当市におきましても、待機となってくると、市で把握しているのは、とりあえず、親に何かがあったときのためにというので、「入所、空きましたよ」という連絡をさせていただいても、「いや。まだいいです、まだいいです。」というのを、ずっと何年も繰り返されている方がいらっしゃるというのも事実です。

　あと、最近増えてきているのが、先ほどもありましたように、グループホームに入っていて、高齢化してきて、階段が上れなくなったからとか、グループホームでの段差での転倒が増えたとか、それで、グループホームではもう見られないですと。あとは、病気になられたり、けがをされたりとかで、医療的ケアが必要になりましたという方は、ほぼグループホームに帰ってくるのは難しいという形になっているのかなと思います。施設に関しましては、「終の棲家」みたいな形で、親御さん、保護者の方が考えていらっしゃる方が多いのかなという印象を持っています。

　市の自立支援協議会におきましても、精神障がいの方の地域移行に関しては専門部会を設けて検討はさせていただいているのですが、昨年度は、まさに知的障がいや身体障がいの方についての検討というのができていないのではないかというような、全体会での指摘を受けて、今年度はしていかないといけないなというあたりで、他市の基幹さんの話を聞いても、やはり精神障がいの方は何となくされているという市町村の方が多いのかなという印象は持っています。

○ＷＧ長

　さきほど、「まだいいです、まだいいです」と言う間に、当然、親御さんもご本人さんも高齢化していきますよね。それが、とうとう、いよいよになったときに、入っていくとなったときに、それが、障がい者支援施設なのか、あるいは介護ニーズも増えているので老人施設なのかというのはあると思うのですけれど。

お聞きしたいのは、例えば、老人福祉施設の中で、特養さんとかで、障がいに関しての特性をきちんと分かっているというか、あるいはそのための仕掛けを、例えば、自立支援協議会さんと、地域包括の会議とかでやっているとか、そういうことはあったりしますか。

○委員

　当市では、特養さんとかが、障がい特性に応じてというのは、ちょっと難しいなという印象は持っています。拒否されるというか、嫌がられるご本人さんやご家族さんも多いです。

　ただ、介護保険へ移行という分に関しては、自立支援協議会の相談支援の部分とかで、地域包括との交流会や情報交換会という部分であったり、あと、地域生活支援拠点の面的整備につきましても、障がい者の入所施設とかグループホームがすごく少ないので、逆に、特養さんとかが、「空いていたら、いいよ」みたいな形で協定を結んでくださっているというところはあります。理解のある法人さんと、そうでないところと、すごく差があるのかなという印象は持っています。

○ＷＧ長

　これは、他県のある市でやっていることとして、障がい福祉課が、特養さんにセールスをかけるというか、どういうセールスかというと、特養さんの職員さんを、障がい者支援施設に１週間派遣してくれと。そこで、障がいの特性を理解してもらうと。そうしたら、全部の職員さんではないのですが、結果としては、これまで知らなかっただけで、やはり知らないから、どうしても受けにくかったけれども、１週間で分かるかどうか分かりませんが、それでも、やった結果は、「こういう方でしたら受け入れは可能です」というようなところで、老人福祉施設の理解が進んだというところはあります。

○委員

　うちの施設の中には、小規模多機能の特養があるのです。今、試みで進めているのが、ユニットケアの中で分けて、障がい別に、それのトライを現在しているところです。

先ほど言われたように、高齢者福祉を専門でされている職員が、障がいのことについてはよく分からないというところからの改善がまず一つと。それから、うちが多機能拠点型として、やはり地域で難しいと思われる方、これは、障がいを問わずですが、やはり「終の棲家」としての役割もあるのかなというところで、小規模多機能ながら、今、ちょっと挑戦はしているところです。

しかしながら、やはり数年ですぐに解決はできないなと感じたのは、ハード面のこととか、もう一方においては、障がい福祉に関するいろいろなことについてのノウハウを知っておかないとできないなということで、ひょっとしたら、高齢者福祉の配置基準を超えてまで職員を配置しないと、円滑に動かないだろうなというのも、私自身、今、見ているところなのですけれども。どこまでできるかなというのは、今、挑戦としてはやっているところです。

○ＷＧ長

　何か、本当に、高齢者施設さんなり、高齢者の基盤側の理解がちょっと前に行くだけでも、だいぶ変わってくるところはあったりするとは思うのですけれどね。

○委員

　入所施設とはちょっと違いますが、先ほどグループホームでの生活が難しくなる、高齢化が進んでいるということで見られなくなるという、支援、地域が見られなくなるという。

　確かに在宅で生活をしていても見られなくなってしまうとかという方もおられると思うのですが、どこまで行っても、「じゃ、本人さんはどうしたらいいんだろう」というところは、寄り添っていかなければいけないとは思うのですけれども。

　やはりグループホームも高齢化が進んでいて、今、うちの地域の取組なのですが、これからしようということで、この間、提案があったのですけれど。実際にグループホームに入っているスタッフさんも、高齢者に対する介護を知らないのですよ。

　ということは、「われわれがわからないから、この人はちょっと無理だ」ではなくて、私たちが、それこそ、介護保険の方々にいろいろ教えてもらおうということで、嚥下のこととかで、何とか体操というのがありましたし、食事を出すにしてもとか、身体障がいがなかったとしても体が少し弱ってきた時に、どういうふうな介添えをしたらいいのかとか、そういう形で、今度、共同で、グループホーム側と、老人保健福祉施設で働いている職員さんに来てもらって、ちょっと教えてもらって、支援交流というのをやっていこうという話もありましたね。

　地域側も、グループホームにしても、地域の社会資源が、どうやって彼らの生活を支えていくのか、本人が望む暮らしを支えていくのかというのを、もう少し多様化して考えなければいけないだろうとは思ったりもします。

○ＷＧ長

　ありがとうございました。非常にいい意見が、私が申し上げたのと、たぶん逆の方も大事だということだと思うのです。障がい者支援施設側なり、事業所側で、高齢化の視点も、あるいは医療的ケアが必要になってきたらちょっと難しいところはあるのですが、少なくとも限界値を高めていくというか、高齢であるから、障がいの施設なり事業所を離れないといけないというのも、それもどうかなと。

　特に、グループホームなどでしたら、本当はそこにいたいのにというようなところ、それを、介護技術なりという知識の取得をしていくというか、そういう方向性の部分もあるかなとは思うのですね。

○委員

　今、おっしゃっていただいたように、僕らは、どうしても地域の社会資源の固定観念が、今、エイジレスと言って、それこそどんな世代でも、生きたい生活を、望んだ生活を支えていきましょうという時代が、どうしても６５歳、７５歳、その線引きで、結構、「もう６５歳だから」ということで、地域の社会資源側が、結構線引きをしているのがすごくあるのですね。

　これは、日本の制度がそうなっているから、みんな、そこに引っ張られているのだけれども。それこそ、そこの部分を、僕たちが、まず取っ払っていかないと、まず、一つは。

　あとは、それこそ、ほかの部分でも、地域生活をあきらめなければならない人がいるのであれば、そういう課題はあるのですけれども。あきらめさせてしまっているというか、こちら側があきらめてしまっている、支援者があきらめてしまっているというのがあるのではないかなと、そこは、もう少し考えを変えた方がいいかなとは思ったりしましたね。

○ＷＧ長

　今の一つの問題としては、大阪府内の市町村はよくわからないですが、他県とかだったら、ある市の支給決定基準なんて、６５歳になって、障がい支援区分が５か６が出ておかないと、ほぼほぼ全面的に介護保険に移行するというような、そんなので絶対無理だろうというような。

　だから、大幅に切り下げられてしまうというか、正直、あれこそエビデンスも何もない、支給決定基準に振り回されているという利用者さんもおられますので、基盤だけではなくて、おそらく支給決定基準も含めた、いつまでも住み慣れた地域でということを考えて、介護、あるいは障がいが、行政としてどうやっていくかというのも大きな課題にはなってくるかなとは思うのですけれども。

　そのあたり、大阪府さんは、資料４の障がいの方のグループホームの整備補助というので、これは、おそらく限界値を高めていくということで、非常に有効な施策だとは思いますので、加えて、例えば、お金の掛からないことで、例えば、障がいの施設の事業所さんのスタッフに、介護のことを知ってもらうとか、そういうような働き掛け、これを、府がやっていくべきなのか、府市協働でやっていくべきなのか、市にお願いしていくべきなのかというのは、また庁内でご検討いただけますか。

　大阪府さん、先ほどからずっと静かですが、何か言ってくださいと思うのですけれど。

○事務局

　行政がやらないといけないというのは絶対あると思うのですが、先ほどおっしゃっていた介護の分野と障がいの分野が、うまく連携みたいな、先ほどのお話しもありましたけれど、誰がつないであげられるのか。それは、問題意識のある人同士でしかつながり得ないのかというところは、どこかがトリガーになったり、きっかけになったりするところがどこなのかというところを少し掘ってみたいのと。そういうところと連携して、行政として何ができるかなみたいな、そこをきっかけにして何かを動かせていけるかと思うのですけれども。

　「好事例の横展開」と言うのは簡単なのですが、先ほどおっしゃっていた逆の発想もありまして、私たちが、「高齢の方にいかないといけない」と思っていても、「いやいや。逆もあるよ」というような気付きもいただきましたので。それを進めていこうという推進力になってもらえるのは、どこを探しにいったらいいのか、行政がやるべきなのかというところは、今、聞いていて、どうしたらいいのだろうなとすごく思いましたので、もう少しいろいろなところにヒアリングに行ったりはしないといけないのかなと、聞いていて思いました。

○ＷＧ長

　そのあたり、皆さん方、どうですか。大阪府の施設協会さんと、府の老人福祉施設協会さんも仲がいいというか、連携が取れておられる？

○委員

　取れていないですね。取れていないのですが、うちは、高齢型のグループホームがあるので、今、話を聞いていて、当然生活支援という配置があって、その方は介護福祉士を入れていて、結局、今、一番年寄りの方が７９歳の方、後１カ月ぐらいで８０歳になるのですが、そういう方が、やはりここにいたいと。

　その方は、意思表示も、うちの法人が初めてグループホームをつくったときに第一号で入った方で、34年グループホームにおられるのかな。「もう、どこにも行きたくない」とはっきり言われるのです。まだ若干立位が取れるので、今、いていただいているのですが、やはりうちもグループホームとしては、立位が取れなくなったら、たぶん無理だろうと。

　医療的ケアと立位ができなかったら、グループホームでは無理だという、いわゆる重度化指針というのをつくって、「ここまできたら、ごめんだけど、どこか探すね」という話はさせてもらっている。それは、やはり本人さんにきちんと話をして、理解が得られているかどうかわからないですが、きちんと話をしているというのが、まず第一であって。それで、技術がある人。だから、うちも、ヘルパーをやっていた人を世話人で雇って、介護福祉士の人を入れてみたいなことはしておかないと、彼らの生活は担保できませんので、その辺は、きちんとはできていないですが、この間も怪我をされたので、きちんとできていないにしても、やはりある程度配慮をしながらというのが一つと。

　全然話が変わって申し訳ないのですけれど。僕、実は、ずっと学生時代からボランティアをやっているのですが、中学校２年生から知っている自閉症の方がおられて、今度48歳になるのですが、「グループホームに入りたい」と言われているのです。アセスメントをすると、どう考えても必要がないのですよ。自宅で、そのまま、お父さん・お母さんがおられなくなっても、お家にヘルパーさんを入れていくなり、もし、あれだったら、単身で生活をして、そこから支援を入れていったらいけますよと、相談員さんにも話をして、「こういう方向で持っていこうよ」と言うのですが、もう、お母さんが駄目なのですね。「この子はできない」と言われるのです。「この子はできないからグループホームに入れてほしい」と、そこの部分で、やはり親御さんの抵抗がある。本人さんは、絶対に望んでいない。僕の顔を見て嫌がる。小さいときから知っていますので、僕が大学１年生のときから知っているので、そんな人がいるところに。そんな嫌われる要素はないのですが、嫌われているのかなとか思ってしまうので。僕も、彼の能力だったら、自宅からと思うのですが、やはり支援がないとお母さんも思い込んでいるのと、あまり居宅のサービスとか、やはり南は、どんどん居宅介護が閉まっていっているので、なかなか人が担保できなくて、生活の担保ができないというのと。

例えば、自立生活援助という事業がありますが、その理解がない。うちは、一番始めにその指定を受けたのですが、法人内でも理解をしてもらえなくて、既に閉めたのですけれど。やはりそれをやらないといけないということの理解が、法人ですらできないこともあるので。そういうところでいくと、ここの中にも書いているように、啓発なのかどうか分からないですが、「地域移行って本来あるべき姿なんだ」というところが、今は忘れてしまっているところが、地域で生活をするのは当たり前、当たり前なのを、施設が当たり前になっているので。だって、サービス等利用計画というのは、本来地域で生活をするものとして書かなくてはいけないものだけれど、施設のサービス等利用計画書なんて、「入所施設です」と書いて終わりですから、継続のところなどというのは、やはりおかしいだろうと。「それだったら、あなた、ここに来て書く必要はないでしょ」といつも言うので、だったら、もう、セルフになってしまう、「セルフで書いたらしまいじゃないか」となってしまうので、そうならないためにというのをやっていかないと。今、おられる方は、うちは三十何年入所にいている方がおられるので。

　今回、体制整備事業に、うちもモデルで参加させていただいて、ようやくこの３月、４月で、二十何年、三十何年の入所歴の方が移行したのですね。やはり法人としても忘れてしまっている部分もあって、それを、掘り起こして、掘り起こして、「やっぱりみんなでやって良かったよね」という風に持っていけたこと自体が、こういうことを伝えていくこと。

　サービス等利用計画でされているところは、はっきりそれが目途としてありますが、30年ぐらい入所をやっていると、そんな目標がなくなってしまっているというか、障害者自立支援法ができたときから、契約状態になった時点からなくなってしまっているので、そんなところで変えていかないといけないのかなと思っています。

○委員

　それこそ、今はグループホームに入ることが目的になってしまっていますよね。グループホームに入るというのが目的になって、僕も研修でずっと言っていますが、プランナーの研修などでもそうですが、グループホームに入ってどうしたいのかというところを、本人にきちんと聞いておかないと、結局、入って終わりになってしまう。グループホームも、そこで、入ったから、もう、そこで、どんなに若かろうが、どんな状態の人でも、「終の棲家」になってしまうのです。やはり生活はクリエイトしていかなければならないので、それこそ、他人との生活が、本当にその人の幸せなのかどうかということを考えていかなければならないということも含めて、そこのモニタリングができていないとか、本人の思いが聴き取れていないという、これも、現場の、地域の社会資源の問題の一つかなと思ったりもします。

　この調査の、例えば、資料３－１の方では、それこそ、入所施設の状況をいろいろ書いていますけれども。例えば、特定の施設がされた、地域移行をしたのは何人いるのかとか、そういった数字とかもあってもいいのかなと思ったのですね。

ここで見ると、例えば、データ４とかを見ると、「施設入所中に移動支援を利用できるようにするなど柔軟な調整」となっていて、多様なサービスの調整がその上にあって、これは、62、64と多いポイントがある。この課題というのは、入所施設の方の課題として、これは、ずっと言われていた。特に、平成18年の大阪府の特化事業の地域移行推進事業がありまして、そこで、われわれも委託を受けたので、なので、今、うちはグループホームが70部屋あるのです。要は、あの時に、20人分のグループホームをつくるということが委託条件だったので、地域の中で、今は70部屋があって65人が入っています。何で部屋が空いているかというと、引っ越しを希望される方は、引っ越しができるようにしているのです。これも、僕らも３年、先ほど３～５年と言っていましたが、僕らは３年ぐらいをベースに、相談者に言って「引っ越しをしましょうね」ということで、３年ぐらいでみんなに調査をして、「どこかに引っ越したい？」と言ったら、「次、３階に行きたい」と、「そうだな。部屋も替えたいね」とか、みんなで部屋を替えられる。ないしは、うちは、出ていく人もいます。結婚するとか、同棲するからと出ていく人もいますし、それなので、うちは、割と循環はしている方なのですけれども。でも、グループホームは、入って終わりにしてしまっているので。ごめんなさい、ちょっと話がずれました。

　結局、入所施設の孤立化というのが課題なのですね。入ってしまったら、もう誰も見にいかない。もしかして、指定権者の行政も見にいかない。ここを、入所施設に入った方を、今、相談員がきちんと追っかけているのかということも課題ですし、逆に、追いかけ続けた中で、入所施設側へも、地域の社会資源を使えるようにしてもらった方がいいんだろうなと。実際、今年の３月に、僕のケースの方が、地域で入所しました。ずっとお母さん・お父さんが入所希望だけれど、入所ではなくて、地域のショートステイさん、グループホームの体験、日中活動、生活介護、ヘルパー、行動援護さん、ずっとかんつなぎを続けて粘ったのですが、最終的にお父さん・お母さんが、直接行って契約してきたのですね。これは、お父さん・お母さんが、「もう家では無理」ということをずっと言われたので、ここからは、次は、今の入所施設の方に行って、僕は相談員なので、今、追っかけています。これを、「この方を、望む生活につなげるために連携してくださいね」とやっていますが、やはり社会資源を使えたらなとは思うのですけれどね。入所施設だけではなくて、移動支援でも何でもいいのですが、ちょっと地域の社会資源が使えるような仕組みがあったら、やはり地域移行というのは、もっと進むのではないかなと思ったりもしています。

○委員

　私どもは、いわゆる当事者団体なのです。親の声、本人の声というところからしか何事も起こらないという。とりわけ、本人の声というところに、我々がどこまで迫れるか、いわゆる意思決定というお話ですね。今回の調査を見ながら、４ページの、積極的な理由・消極的な理由のところで、先ほど、グループホームに入れたい親御さんが、「うちの子はできないので」というお話があって、「うちの子はできない」の究極は、きっと入所施設の待機になるだろうという話なのですよね。そうしたら、消極的な理由で、家族が希望している、確かにご本人の意向ではなく、家族が本人を振り回すというお話は間々あったり、家族が一番の権利侵がい者だという、そういった側面もあったりする中で、グループホーム等の住まいがないためとか、ヘルパー等の必要なサービスがないためという、そういった地域の資源がないという、いわゆる入れる箱がない、使えるものがないというようなことが、ご家族のお気持ちの中では、きっとそういった託せる質がないという、ひっくるめたら、地域に安心がないというお話になってくるということなのですね。

このあたりを、市町村への調査をなさったときに、箱の議論で、または、数の議論で、地域には数がある、箱があるということに終始してしまうと、本来本人や家族が求める安心というところが疎かになってしまう。そのあたりに視点を当ててもらわないと、きっと何だろう、やったことで満足してしまうし、終着してしまったら、元も子もないわけですから、家族の希望ということも、消極的とはいえ、期限付きで明確に集中支援を施すような入所支援ならば、「うちの子を行かせたい」という、ご家族の積極的な理由があったりもするし、積極的に「本人の希望」と入っているのですが、しっかりといろいろな選択肢を用意されたうえで、本人の希望になっているのかどうか。この辺がかなり気になる部分で、資料の冒頭のチャート図ですね。継続が可能か、または、可能ではないかというところの見分けみたいなところを、今後、きっとどこかの時点でしていくのだろうなとは思うのですけれど。そういったこと、積極的か消極的かみたいなところの整理では、非常に乱暴であって、しっかり丁寧に地域診断というようなところをしながら、丁寧に見ていく必要があると思いました。

　私どもも、北摂の方に高齢対応施設というのを持っていまして、平成12年に、高齢者対応施設、当時は何件か大阪府の方でできましたが、その一つではあるのですけれど。結局、先ほどおっしゃったように、地域での居宅のサービスが使えないというような。それで、大箱の中で、40名、50名が生活をするということで、一人ひとりの個別の支援というところが疎かになってしまう、画一的な支援。結局、我々も、８年前にその施設を解体して、現在、50名の入所施設から、20名のグループホームに変更したのです。移動支援を入れながら、当然高齢になってくるというようなことも含めて、元々高齢でしたので、介護の必要性があり、専門性がないというところで、そこをどう高めるかとかの課題があったり、そんなことをしながら。ただ、外部、社会との隔離・分離というところは明確になくなるということです。移動支援も使えば、時には一部介護支援の外部のサービスを入れるようなこともやっていたり。一つに、日中サービスの支援型という類型があって、大阪は地域に結構サービスが、昼間からいる場所も結構あったりするのでしょうが、他方では、泉州の方で、地域の資源があまりないというお話もあったりで、入所支援施設を一部小規模にしながら、日中サービス支援とかというような類型を考えながらとか、また、グループホーム化を思い切ってやってしまって。個室化ができていない施設がこれだけあるというのは、非常に厳しいお話でもありますし、そういったような方策になってこようかなと思ったりしております。

○ＷＧ長

　ありがとうございました。今、ご家族の希望というご発言がありましたが、その中で、「3年お願いします」というのは、逆に、それは、積極的に考えてもらって、そこで力をつけて、また帰っていくのだという理由の場合は、大いに歓迎すべきところではないかなという気はしますよね。

　量か質かというのは、本当にずっと永遠の課題なのですが、当然両方なのだというのは、府としても、市としても、言わざるを得ないのだけれど。あえて言うのなら、質を言おうにも量がなかったら、そこから先に進まないだろうというような部分があるので、まずは、絶対に必要な量をエビデンスを持ってどうやっていくかというのが、今回、調査によってある程度明らかにできたらなと思っています。

　それで、質の部分について申し上げますと、今、府さんから、「どこか仕掛けを、どのようにしてやるんだ、具体には」というのがあったのですが。これは、実は、先ほどの他県というのは、私自身が、かつて行政にいたのですね。そのときにやったことなのですけれど。たまたま私の場合は、介護保険を立ち上げて、障がいの支援費制度の立ち上げに関わったのです。その過程で、特養さん、障がいの施設さんとも、非常に懇意になりまして、そこで、当時ですが、児童のショートステイがなくて、医療的ケアがいると。そうしたときに、「どうしよう」と言ったときに、老健さんと特養さんに、「どうですか」と言ったら、先ほど言ったみたいに、「障がいのノウハウがない」と言ったので、「任せてください」と、重心の自立施設を持っていたので、そこのところで、「１週間研修の受け入れをしてもらえますか」と頼み込んだら、「いいよ」ということだったので、それでつないでいったのです。

　あと一歩を踏み出して、府なのか市なのか分からないですが、言ってみたら、おそらく全部の特養さんではないと思いますが、関心のあるところは絶対にあるし、それから、「受け入れてあげるよ」という障がい者施設が、市内に皆無ということはきっとないと思うので、声を掛けていったら、橋渡しは意外にできるのではないかなという気はしますよね。そこに金をどうするのかというところはあるかもしれませんが、声を出していったら、絶対、「いいよ」というのは、ないとは思いたくないのですけれどね。ちょっと余談になりましたけれども。

　そうしたら、すみません、時間も押してきていますので、今回、こういう項目でこうやって調査をしていく、内容はこうなのだというところに関して、また後でご意見があれば、府さんにお寄せいただくということで、次、まだ事務局さんの説明を受けていない部分がありますので、そちらへ進めさせていただいてよろしいですか。はい。

それでは、続きまして、事務局さんから追加で説明をお願いできますか。

○事務局

　それでは、検討項目１・２の施策の方向性についてご説明します。資料１－１にお戻りください。

　先ほど施設入所の待機者に関する実態調査とか、障がい者支援施設に関する実態調査を踏まえ、地域移行を進めていくというところで、まず、考えられるのは、本人及び家族等への十分な説明や意向確認というものが必要になってくるかと思います。そのためには、やはり地域における相談支援体制の充実が求められます。とりわけ、基幹相談支援センターについては、障害者総合支援法の改正により、令和６年４月から設置が努力義務化され、これまでの総合的な相談支援に加え、地域の相談支援の強化の取組と地域づくりが新たに明記され、ますます機能の強化が求められているところです。先ほど提言に係る議論というところで、ほかの部会でも議論をしていくというところがありましたが、相談支援体制の充実・再構築については、当ワーキンググループとは別で、「大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会」でも検討をされており、本年７月には、市町村の障がい者相談支援体制の充実・強化にむけた提言もまとめられたところです。当ワーキンググループにおいては、障がい者支援施設やグループホーム等との連携というところで議論をしていただきたいと考えています。

　こちらの施策の方向性のところで、まずは、新規事業として、令和６年度以降に取り組んでいきたいというところで、地域移行の理解促進、施設に求められる今日的機能の普及啓発事業、重度障がい者の地域移行推進に向けた人材育成事業について考えています。提言を踏まえると、今日的に施設に求められる三つの機能、「集中支援、緊急時生活支援、生活支援機能」や、地域生活への移行に向けた支援体制として、施設の専門的な支援力の強化のためには、施設やグループホーム等に対する地域移行への理解促進、重度障がい者の支援の向上に向けた取組として、理念（啓発）とアクション（支援のためのマニュアル）の両方が必要であると考えます。また、本府としても、これまで地域移行を推進してきましたが、地域移行に取り組まれていない施設があるという一方で、地域移行に積極的に取り組まれている施設もあります。こういうことから考えると、地域移行理解促進や支援力の向上にあたっては、行政主導ではなく、施設の方で支援力があり地域移行に取り組んでおられる、そういった施設自らが取り組んでいくことで横展開が図られて、地域の事業所の機運上昇、底上げにつながるものではないかと考えています。

また、現在、実施している重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業、重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金については、令和６年度以降も継続して実施していきたいと考えています。令和７年度以降の新規の事業については、少し時間をかけて実態調査などを行いながら、進めていかなければいけないと思っています。また、国へのアプローチということで、国との連携においては、例えば、地域移行の報酬加算等については、中長期的に検討していくことになりますので、例えば、本府においてもモデル事業のようなものを実施して、そのエビデンスを国に示すことで、地域移行推進関連の施策や、各種報酬加算等に反映するなど、そういった報酬加算等の拡充を検討していってはどうかと考えています。

　また、こうした取組を進めるにあたり、必要に応じて、障がい者支援施設等にヒアリングや実態調査を実施しながら、エビデンスを持ちながら、検討していくことが必要だと考えています。施策の方向性についての説明は以上です。

○事務局

　すみません。補足を少しだけ。具体性に欠ける書き方で申し訳ないのですけれども。一つは、待機者の問題を申し上げると、待機の列に並ばなくてもいい方も、並んでしまっているのかというところで、もちろん入り口の対策として、相談支援体制の再構築や、ご家族への意識の啓発というのは、引き続き市町村と連携をしてやっていかないといけないということは思いつつも、同時に、入所施設に入れていくとなると、本当の列に並んで、アセスメントを受けて、地域移行を果たしていただく方々を、どんどん入れていくとなると、やはり入所施設の方でも出していくという流れが、双方が連携と同じ共通認識を持っていないと、そういうことは進んでいかないと認識しています。

　地域移行の資料２のところで、先ほどのポンチ絵がありましたが、入り口対策と出口対策というのは、今までも結構何かやってきた感はあるのですが、やはり入所施設だけではないです。グループホームとか地域の資源の皆さんに対して、「地域移行をもう少し進めていきましょう」という取組の啓発が、実は、大阪府はあまりできていないのではないかと、この間できていなかったのではないかと考えています。この辺は、実は、施設等関係団体さんとかともお話しをする中で、実は、皆さんは分かっておられると。やっていかなければいけないということについては、皆さんにご理解はいただいているけれども、報酬の問題や、運営の問題などを含め、一つ、足を踏み出すというトリガーに、今はまだ欠けているのかというところはありますと。今更、大阪府だけが、「さあ、やってください」みたいなお話をしても、進んでいくのは難しいかと思っていますので、ここは、一つ、入所施設なり、グループホームの事業所の皆さま方の独自の取組を支援するみたいな形で、何か連携をしていけないかというようなことは考えています。

　いろいろなピーアール動画を作ったり、啓発事業をするのは簡単なのですが、ここは、入所施設なりグループホームの各事業所の主体、地域の主体が、自主的に何かをやっていただけるというのであれば、それに対して、ご支援を申し上げるというような事業の形も、一つあるのではないかと考えています。

　ここは、施設等関係団体さんをはじめ、事業所の方とも連携して、市町村も入ってくれるのなら、市町村とも連携しつつ、その辺は、何か普及啓発を、根っからの地域の生活が重要、継続が重要、入所施設等からの地域移行が重要というところは、本当に納得して取組につながっていくために、どういう普及啓発が必要かというところを、少し話し合いをしつつ進めていきたいと考えています。この辺については、意見照会をさせていただきますので、何か具体的な案やアイデアみたいなものがありましたら、ぜひともいただきたいと考えています。

　また、大阪府のメインの、これは、市町村だけではなかなか大変かと思っている支援として、人材育成支援というのがあります。ここは、実は、一つ目の大阪府の取組のコンサルテーション事業というのがありますが、これは、令和６年度で終了します。令和６年度で終了して、委託法人さんを含め７事業所、入所施設をされているところがほとんどですが、そういった事業所が、コンサルテーションを学んでいただいて、地域移行を進めていけるというような、主に強度行動障がいに関するようなアセスメントがきちんとできる方々の育成というのを、しっかりと進めていける方々を七つ輩出していき、その方々に地域転換を図っていこうというような事業が令和６年度で終わります。その皆さんが、どのようなご支援をすれば、それを横展開がしやすくなるかとか、それに代わるようなものを、継続で必要ならやりますし、ほかに人材育成事業というのは、どんな人材育成事業が必要か。先ほどおっしゃっていた高齢とのスタッフの連携事業などというのも、今日のご意見を聞いていて、やはり必要かなと感じましたので、そういったこともアイデアの企画の中には入れていきたいなと感じていますので、ここもご意見をいただけたらと考えています。ここは、令和６年度から予定になっていますが、喫緊の課題と考えていますので、予算要求を含めて、しっかりと施策の構築をしていきたいと思っています。令和６年度の新規は以上です。

　令和７年度以降は、地域移行の推進の各種の報酬加算の部分で、国に働き掛けていくのですが、国もエビデンスがないと、なかなか動いてくれないというところもありますので、国が考えていることを先取りして、きちんと意見交換をして、「こういうふうな報酬加算を考えているから、それにエビデンスが集まるようなモデル事業をやってくれないか」的な、そういった国とのやりとりということを含めて、何かモデル事業を。そのモデル事業でエビデンスが出せれば、国がきちんと報酬加算がしやすくなるという、そういった国との連携という趣旨で書いています。ここは、やはりすぐにはなかなか難しいところもありますので、中長期的に取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○ＷＧ長

　ありがとうございました。ただ今の事務局の説明について、ご意見はございませんか。つまり大阪府が予算要求をする11月ぐらいまでに、普及啓発をやっていくということへの意見をまとめてくれという、そういうふうに僕は取ってしまったのですけれど。例えば、団体さんとかで、一枚岩で完全に一致はしないにしても、「やっていこうぜ」というようなコンセンサスというのは取れるのでしょうか。

○委員

　先ほど説明にもありましたが、地域移行とか、ご利用者がどこの場所で生活をするのかに関して。やはりその部分は、入所施設というのは、元々措置でやっていて、平成15年までは指導訓練でやっていて、「そこから出そうね」という、元々は入所構成ですから、というのでされていた時期は、どんどんグループホームをつくっていっていた時期もあったのですね。グループホームというのは、言葉は悪いですが、つくったら儲かった時期だったのですね。業務委託をして、ボンボンつくって、何人か出ていただいたら、次の方に入っていただく、その入っていただく方も順位がきちんと決まっていてというのを、皆さん、入所施設の方は知っておられるのですね。でも、平成18年以降、いろいろな形で変わって、先ほど言いましたが、平成18年以降、事業者契約で法人の勝手でできる、「入所調整委員会をつくってやってくださいね」というのも、指導監査の対象にはなりませんというのもはっきり言われて、「やっていようが、やっていまいがいいですよ」となって、今みたいな状態になっているなと。

でも、やはり入所が一番いいと思っている施設長はいないと思うのですね。法人も、「ここが一番だ」というふうには思っていないはずなのですけれど。そこを、本来の形に戻すのかというか、「本来の形」という言い方が合っているかどうか分からないですが、言葉は悪いですけれど、本当は、一人ひとりが、一番いい生活ができる場所を探すのが僕たちの仕事のはず、というのを取り戻すための啓発はしなければいけないんだろうなというのが基本だと思うのです。当団体は、陳情団体でも何でもないので、いわゆる研究団体ですから、今、そういうことがあれば、「そういう研究をみんなでやりましょう、推進しましょう」と支援施設部会で言っても、たぶん全員が賛同はしないと思うのです。全員が同じ方向に向かってというのはなかなか難しいですが、「でも、やっぱりそれをやらないといけないよね」という方向に持っていくだけの材料をそろえていくことはできるのかなとは思います。ただ、絶対に全員が同じ方向を向くことはないので。ただ、それを、「自分のところだけがやらなかったら格好が悪いな」と思わせるぐらいまでやらないと、「自分のところもやらないと」というふうにならないと、残されているのは、法人さんが残されるのではなくて、そこにおられる利用者さんが残されるので。

　でも、出ていっていただけるだけのグループホーム、グループホームが力がある、力がないではなくて、信頼関係が結べていないところもあるので、そういう形をきちんと結ぶような啓発をやれば、当団体では、グループホームの部会もありますし、相談支援の部会もありますし、間に立つのは相談ですし、結局、日中活動を充実させようというのなら、日中の部会もあるので、そういう意味では、いろいろなことでご協力はできるのかなとは思うのですけれど。僕が言ったからとできるわけではないので、そこだけはお願いしておきます。

○ＷＧ長

　たぶん府さんも、そこらあたりも含めて、結構柔らかい表現というか、普及啓発そのものまでを拒否してしまうということになると、たぶん立ち位置がなくなる可能性はあると思うので、実際自立支援協議会でこういう方向性が出ている。しかも、それは、完全に解体をするのではない。「生活機能を残しつつ、でも、もっと施設ならではの」という部分の普及をしていくということを、それを、「しませんよ」というのはなかなかないのではないかなというのはありますけれど。一応一枚岩ではというか、いろいろな方がいらっしゃいますので。コンセンサスが完全一致とは言わないまでも、府さんとして予算要求をする時期までに、団体さんとしてのご意見などをいっていただけると、令和６年度の予算要求などもしやすいのではないかという気もしますけれどね。

○委員

　それにちょっと関連して、当市の場合は入所施設がうちだけなのです。あとは、グループホームが、法人から株式会社まで乱立です。そのことによって、先ほどの話、たぶん儲かるということで、たくさんできていると思うのですけれども。見ていたら、その中で、やはり淘汰もあります。そうなってくると、たぶん入所施設がうちだけしかないので、どこかに入れたいということでのグループホームがなっていたと思うのだけれど。そのところが、十分な支援をしていただいていないということの問題から、市の自立支援協議会の中では、「グループホーム事業者連絡会」というのがあるのですけども、そこからの依頼がうちの方にありまして、実際に、世話人さんから支援スタッフまで研修をしてほしいということで、うちとしても、十分に進められるグループホームということを一応リストアップしながら、うちの入所利用者が、きちんとそこに行くためのストーリーを書くなど、あるいは直接そういうグループホームに入る、受け入れられるだけの十分な支援ができるグループホームの育成とか、そんなことを、うちの施設がそれなりの役割を今ちょっとやりつつあります。

　ただ、どうしても契約というところで、行政がそれにどこまでかんでいるのかというのが少し気になるところで、その辺のところの見えない部分が、今後の施設としての立ち位置が微妙になるのかなと感じているところではあります。

○ＷＧ長

　特効薬にならないとは思うのですが、だからこそ、玉突きになりますけれど、セルフプランは非常に厳しいというか、行政の方としても、「ここだけはやめておきなさい」と絶対に言えませんでしょう。だから、どうしても、「この中から、あなたが選びなさい」なのだけれど、そこに相談支援が入っていると、「やめておきなさい」とは言わないまでも、「ここはいいよ」という薦め方は、相談支援さんはできるので、だから、結果的にセルフをできるだけ解消していくというか、他のワーキンググループの話になりますが、それとの対になってくるだろうとは思いますよね。そうなってくると、おそらく、「あそこはね」というのは、絶対に相談支援さんは持っておられると思うので、それで自然淘汰というか、淘汰ができるかどうかわかりませんが、後回しになるような仕掛けはできるとは思うのですけれどね。

　他にいかがですか。令和６年度事業としては、まずは、去年の施設の今日的な部分も含めて、待機者はどう、地域移行はどうと。そのための令和６年度事業として、まずは、普及啓発だから質だというところで予算要求をしようとしていますが、こういう方向性について。

○委員

入所施設、グループホームの話だと思うのですが、先ほどもケアマネジメント推進部会の方では相談支援体制の話はしていますけれど。これは、入所施設からグループホームにという、ここだけの話になってしまうと、またグループホームに滞留すると思うのですね。

　こうなったら、地域移行というのは、利用者の本人の生活が滞ってしまうのは、やはり本人の意思決定の弱さ、ないしは、それを受け取れない体制があると思うのですけれど。

　どうせするのなら、グループホームからの地域移行も、同時に絵を描いていくという形にしないと、グループホームに留めていく話で、これは、５年後にまた同じ話をしないといけないという。小規模な施設が地域にたくさんできてしまうという、この状況になってしまうのではないかと思うのです。

　そう考えると、マニュアルというか、ガイドラインとかというのを考えると、例えば、僕がふと思っていたのは、資料２のアンケート項目の中で、すごくいいなと思ったのは、５ページのところに問３で、地域生活の検討について、計画案のこととか入所施設ではなく、これというのが、例えば、入所施設、グループホーム、居宅支援、事業所のガイドラインに入れてしまうとか、放デイのガイドラインがあるように、入所施設やグループホームの運営者は、このガイドラインを基にやってくださいと。基本的に個別支援計画の中には、本人の生活を問うてくださいと、ここの生活以外の生活を問うていきましょうと。そのときに、相談支援と連携しながら。

　うちでもよくそうなのですが、相談支援の研修でも、僕はサビ管の研修もやっていますから、両方とも言っているのですが、「本人の意思決定をするときに、密室でやったら駄目だよ」と、密室のイメージというのは、事業所間だけでやったら駄目だと、そこに第三者を入れてねと。そうしないと、「本人さん、また就労継続支援Ｂ型を使いたいと言っています、グループホームにまた来年もいたいと言っています」と、「いや。それって、そうやって言うよ、あなたと信頼関係ができたのだから」と、「そうだな」と。

　だから、第三者を入れるのと、あとは、意思形成支援というのはいるよねと。要は、「見学や情報を与えていないと、こことなってしまうよね」ということも含めて、ガイドラインをつくってしまって、「これをやっていきましょう」と。また、ガイドライン作成ワーキンググループ、ないしは、そういったところに、ぜひ地域のグループホームさんだとか、入所施設の方とか、当事者の方も入っていただいて、何かをつくっていくというのは必要なのではないかなとは、そういうのにお金がついたらいいかなと思ったりしたのと。

　あと、コンサルテーション事業の７法人ですが、ここで終わりと言っていましたが、この後、これの成果とか、この法人さんが、要は、人材育成をがっと広めていってもらえるようなイメージなのですか。

○事務局

　実は、地域で拡めていただくための予算を要求していたのですが、それは自主的にやっていただくような財政当局の意見でしたので、そこはしょうがないと思っているので、違う形で横展開を図っていただく。高齢の問題なども、スタッフの研修なども入れながらやっていただきたいとは思っていますけれども。ただ、ここは、まだまだ７法人だけではやはりしんどいし、先ほどおっしゃった、行政はどうしてもグループホームに入っていただいてお終い的な発想をきっとやってしまっているのですよ。今日言われて、すごくそうだなと自分で反省をしていたのですけれども。ただ、そこから先はとか、ガイドラインのお話も、もしかしたら、行政ができることはたくさんあるかと感じましたので、今のご意見を入れながら、また一緒に協会の皆さんともお話をしながら、何が本当に必要かというところは。

　本当は、令和２年から令和６年までやって、その集大成で、何かマニュアルみたいなものとかをつくりたいなと、行政は思っているのですが、それを、皆さんはどうお考えになるかというところも、ご意見をいただきながらやっていきたいと思っています。

○委員

　ありがとうございます。あと、すみません。そう考えたら、地域の人材育成は、協議会があるので、協議会が中心にやってほしいなと思うのですけれども。それこそ、そういった重度の方や、地域生活を支える人材育成部会の設置を、地域に声を掛けてしてくださいとか、そんな形の働き掛けというか。人材育成部会、もう一ついうと、それこそ、今、市町村で格差が出ている可能性もあるのですよね。僕が調べてほしいなと思うのは、待機者が多い地域はどこなのかとか。それこそ、この地域は待機者が多い、ないしは、入所施設側も、どの地域からの入所者が多いのか。

　僕は、昔、医療少年院からの子どもたちをグループホームで受けていたのです。だから、やはり子どものことをしないといけないなと。今、僕は市の子どものアドバイザーで入っているのですが、やはり地域の中で特性もあると思うので、逆に、この地域からの入所者が少ないのは何でなのかと言ったら、地域として支えられていないから、その地域の体制などを見たら、もしかしたら、見えるかもしれないなと、ここの地域性を見たいなと思うのと。

　最後ですが、資料２の１番の、そもそもの話で申し訳ございませんが、待機者の①番と②番というのは、どういうカテゴリーなのか。だいたいのニュアンスはわかるのですが、入所待機者（入所が必要な方）というのは、どんな判断になるのかなと思って、そこはどうなのかなと。僕は、昔から、大阪手をつなぐ育成会さんのハイリスクファミリーの調査票があるのですが、未だにパソコンで調べて使います。あそこに、この家庭の状況をばっと打ち込んだら、ハイリスクファミリーかどうかというのがぱっと出てくるのですね。僕は、あれは、またブラッシュアップをしてもいいかなと思うのですけれど。要は、「８０５０問題」が問題ではないと思うのです。そうではなくて、ハイリスクなのかどうかという、要は、虐待が起こるかもしれない、権利侵害が起こるかもしれない状況はやはり支えないといけないと思う。僕は、即入所かと思うのですけれども、個人の問題、その子が重度だからとかと言って、それを問題にしていいのかなというのは、僕は思ったりします。それは、その子のではなくて、地域の問題にして解決する方法を考えていった方がいいのかなと思ったりするので、ここの分け方というのは、僕はすごく気にはなりました。以上です。

○委員

　それは、私もそれは感じる。スタートがこれというのは、「えっ」と思ってね。背景の何かがあっての一部だったら見えるのですけれども。ここからの話ですかね。

○ＷＧ長

　これはちょっと補足しますと、実は、これを２年かけて、真に必要な方という部分を三つに分けているというのは、たぶん去年までの成果だと思うのです。一つは、入所が本当に必要な方というのは、「入所イコール終」と考えると混乱してしまうのですが、短期的に、要は、例えばですが、特別支援学校を卒業して、いきなりという部分は難しいから、とにかく３年間、施設特性を活かして、集中的に、かつ、高度な支援をすることで、地域での生活が継続な方は、「どうぞ優先的に入所してください」というのが一つです。それと、もう一つは、先ほどハイリスクという部分も出ましたが、緊急でその方を集中的に生活支援をしないといけないというケースがあった場合は、当然ながら、「入所してください」という方が一つです。

　それから、これは、国連等の潮流とはちょっと違うのですが、既に50歳、60歳の人に、今更、本人が地域を望んでいたら別ですが、『ショーシャンクの空に』ではないのですが、帰っていったときに、どこに帰るところがあるのか、どこに知り合いがあるのかというのは、いわゆる施設生活が一つの、ある意味、その方の貴重な居場所になっているようなケース、この三つに限定して、それ以外は、当然ながら、施設にいるべきではないだろうという。その三つというのは、去年明らかにしているので、この２番というのは、「そのために待機するのです」という方が該当してくると思います。それ以外はすべて、「言い訳だ」ということで、「基盤が整備されればいいのでしょう、だったら、基盤を整備しましょうね」というエビデンスを取っていくというのが目的ではないかなと。そこは、たぶん完全にそれで釈然とする理由ばかりかというのは分かりませんが、少なくとも生活支援機能、集中支援機能、それから、緊急時の生活支援ということで、たぶん明確にはしているのではないかと思います。

○委員

　わかりました。その緊急時というのはどんな感じですか。緊急のガイドラインというのはありますか、この方は緊急だという。

○ＷＧ長

　参考資料４の20ページがそれに該当するかな。「8050問題」に関してもそうですが、家族が急に亡くなられたとか、あるいは非常にストレス等々から非常に危険な状態になっているという場合には、こういう部分が機能してくる、当然、虐待の一時避難というか、それも含めてということになるかと思います。

○事務局

　ですから、本当に地域で緊急の方というのは本当にいらっしゃいますよね。だから、すべてをこの型に修めようということでは全くなくて、緊急のところは、ごぼう抜きして入れていただくのも結構かと思いますし、その辺は対応して。

　先ほどの高齢の方の問題ですね。そこは、はっきり言って、きちんと高齢施設の方でケアが受けられる環境が整っていれば、逆に、入所施設ではなくて、高齢の方に行っていただくというのが本来なのかなと。実は、ここは、国の方としても、大阪府の方としても、あまり明確な打ち出しはしていないと思います。

　ただ、何人かの定員の中で、少しはそのための枠というのは残していかざるを得ない、当面の間はということで考えています。

　本当に誤解を与えるようなややこしい書き方の資料であったかもわかりませんが、いわゆる本当に、だって、先ほどのお話しでしたら、ずっと、ずっと、「まだいい、まだいい」で手を挙げておられるのですよね。だけど、「まだいい」と言っておられるうちに、アセスメントをして、地域移行に向かっていただくというのもありかもわかりませんし、そんなのは必要なく、きちんとグループホームなり在宅のつなぎの支援でいける方もいらっしゃるかもわかりませんので、「そこら辺の可能性をきちんと探ってくださいね」というのが、１番の芯で、もし、されていないのなら、可能性は探ってくださいと。

　２番は、強度行動障がいを含め、やはりアセスメントをやったうえではないと、なかなか地域には出られないという方々を、優先的に入れていく。それは、入所施設もそれをご理解いただかないと、入れる出す、入れる出す、たまには戻ってくるというようなところも、機能していかないと考えています。そういう意味の趣旨のペーパーになっていますので、すみません。

○ＷＧ長

　そうしたら、説明いただくところがもう一つあるのですね。同じく、これに関しても、先ほどの質問も含めてですが、気になる点があれば、また意見として事務局さんの方にお寄せいただきたいと思います。

　それでは、地域生活支援拠点ですか、こちらに関して、事務局の方からご説明をお願いできますでしょうか。

○事務局

　では、資料５「地域生活支援拠点等の充実・強化について」、整備状況と現状をご説明します。

　スライド１については、皆さまご承知のとおり、地域生活支援拠点の整備について記載しているものです。拠点等の整備にあたりましては、「既に地域にある機能を含め、原則五つの機能すべてを備えること」となっていますが、「地域の実情を踏まえ、必要な機能の判断は最終的に市町村が行い、機能の内容の充足の程度についても、各地域の実態に応じて、市町村が判断すること」とされています。

　まずは、一つの機能を整備し、必要な機能を追加したり、機能を強化させていくことや、５つの機能すべてを整備済みの市町村においても、拠点等について周知・運営をしていく中で、相談や対応の件数、地域のニーズの多様化等に応じて、地域の実情に応じた検証検討が必要になってきます。

　こちらは、整備手法のイメージ図ですが、整備類型については、多機能拠点整備型、面的整備型があり、地域の実情に応じて整備が進められているところです。

　次のスライドは、令和４年度の障害者総合支援法等の一部改正により、令和6年4月から、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置とともに、地域生活支援拠点等の整備が、市町村の努力義務化となりました。

　基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等が、それぞれの役割や機能を踏まえた効果的な連携体制の構築が求められているところです。

　加えて、協議会を通じた地域づくりにとって、個別事例から地域課題の抽出の取組が重要であることを踏まえ、地域の協議会で障がい者の個々の事例について情報共有をすることを、障害者総合支援法上に明記されるとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が設けられたところです。

　基幹相談支援センターと拠点が連携し、協議会を通じて個別事例から地域課題を抽出し、ご本人を中心とした個別の生活支援のための体制整備が、今後、求められていくことになります。

　次にスライド３は、市町村の役割と府の役割について記載しています。

　拠点整備について、市町村に求められるのは、緊急時の対応や、施設からの地域移行の推進機能を地域の実情に応じて、面的整備、多機能型整備、多機能拠点型と面的整備型のハイブリッド型の整備が進められます。拠点の５機能をすべて満たしていない市町村もありますが、必要度の高いものから整備し、機能強化に取り組んでいるところです。下の表については、これまでの府のバックアップ機能としての取組を記載しています。平成28年度から基盤整備促進ワーキンググループにおいて、地域生活支援拠点等の整備促進の議論を行ってきました。令和元年度には、基盤整備促進ワーキンググループにおいて、「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて」を発出し、拠点に関する府の考え方を示しています。また、令和２年度からは、未整備の市町村や、取組の進んでいる市町村へのヒアリングも実施しています。こちらについては、取組の実態や課題をお聞きすることで、好事例等を会議の場で情報共有をしています。令和３年度からは、市町村の担当者を一堂に会し、意見交換を行う会議等も開催しています。こちらについては、現在も継続しています。令和５年度についても、同じく、９月４日に厚生労働省の専門官をお招きして、市町村意見交換会を開催する予定となっています。

　次のスライド４をご覧ください。府内拠点の取組状況になります。府内43市町村のうち、38市町村で既に整備済みとなっており、未整備が５市町村となっています。第６期障がい福祉計画では、令和５年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備することが目標となっているところです。まだ未整備の市町村については、府としても、今、働きかけを行っているところです。整備状況については、この表をご覧いただければと思います。

　続きまして、府内拠点の取組状況についてご説明します。こちらは、機能ごとの好事例となっています。南河内圏域の６市町村共同でコーディネーター委託事業を実施しています。　体験の機会の場では、ウィークリーマンションを借り上げて、一人暮らしの体験利用に活用しています。また、緊急時の受入・対応では、グループホーム、短期入所だけでなく、訪問看護、介護事業所等とも協定を締結し、基幹相談支援センターが受入れの調整を行っています。専門的人材の養成・確保については、基幹相談支援センターが研修会を企画、圏内の研修会費用の補助などが事例で挙がっています。また、地域の体制づくりとしては、障がい者の重度化・高齢化に伴う医療的な支援体制の充実が取り組まれているところです。

　次にスライド５は、府内拠点のコーディネーターの状況になります。コーディネーターについては、今、11市町村で配置されており、業務内容については、「緊急時のコーディネートや相談支援等の個別対応」、「常時の連絡体制の確保」が多くなっているところです。また、コーディネーターを配置した効果については、「事業者同士の有機的・機能的な連携につながっている」が多くなっています。

　次に、拠点の運用状況の検証・検討について、次のスライドをご覧ください。こちらは、整備済みの38市町村のうち、令和４年度中に運用状況の検証・検討を行った市町村は27市町村となっています。行っていない市町村は11市町村となっており、そのうち、６市町村の行わなかった理由は、「評価手法を検討中」となっています。また、検証・検討の場としては、自立支援協議会等の部会が多くなっています。検証・検討の実施回数については、１回実施が12市町村、２回以上の実施が合計で15市町村となっています。検証・検討の実施方法については、担当者による運用状況の説明・意見交換が12市町村と多く、次いで事例検討が６市町村となっています。

次のスライドをご覧ください。「運用状況の検証・検討について」の抽出された課題になります。地域生活支援拠点等の周知や、利用者の事前把握・登録」を課題として挙げている市町村が多くなっています。また、運用状況の検証・検討の結果、抽出された課題に対して、各市町村では取組を検討・実施しており、基幹相談支援センターなどの関連機関に共有されるとともに、検証・検討を行った2７市町村中、８市町村は、検証・検討結果についてホームページ等で公表を行っています。

　次のスライドをご覧ください。こちらは、各拠点からの課題意識になります。先ほどの抽出されたそれぞれの課題について、令和４年度市町村意見交換会グループ討議の市町村の発言をまとめたものになっています。周知では、サービスを利用していない、埋もれている方への周知が不十分である、利用者の事前把握・登録については、今は困っていなくても、将来に課題のある方をどうつなげていくのか、事前登録が少なく、薬の保管場所などの情報がないと受け入れが困難、というような声が上がっています。

拠点の機能別では、体験の機会の場については、コロナ禍での場の確保が特に困難であった、緊急時の受入・対応については、サービスを利用していない人の緊急対応、相談事業所との情報共有、緊急時の場当たり的な対応、というような声が挙がっています。専門的人材の確保については、強度行動障がいや精神疾患の対応に専門性が必要である、医療ケア、障がいが重度、強度行動障がいの方の受け入れ先が不足している、拠点の運用では、コーディネーターの配置について、人材不足、計画相談との連携不足、というような声が挙がっています。事業者の参加促進については、加算では不足、加算目当ての登録が課題となっている、登録しても対応を嫌がる事業所もある、というような意見が挙がっています。事業者間の連携については、短期入所、グループホームへの空き情報不足、民間の企業がグループホームに参入し始めているが情報が入らない、というような意見が挙がっています。また、経費面では、予算については、空床にお金を払う余裕がない、費用対効果が低いため財政部局と意見が合わない、というようなことが、市町村の意見交換会の中で、拠点の課題意識として挙がっています。

　これらを踏まえ、施策の方向性ということで、資料１－１にも記載していますが、地域生活支援拠点の運用状況の検証・検討の推進・強化に向けての施策の方向性では、まず、市町村への働きかけが必要ということで、一つ目は、第７期障がい福祉計画への位置付けです。国の基本指針及び第７期市町村障がい福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方を踏まえ、市町村においても、拠点等の整備について、計画に明記するような働きかけを行うとともに、拠点等の機能強化に向けた取組への支援が必要であると考えています。二つ目は、運用状況の検証・検討の推進ということで、実施状況を見える化するために、市町村から府へ報告書の提出を求める、市町村においてホームページ等で公表するなどの工夫が必要と考えています。三つ目は、好事例の横展開ということで、市町村意見交換会において、検証・検討のグループワーク等の実施や、好事例を共有することで、府内の横展開を図ることが重要ではないかと考えています。拠点等を機能させることは、地域移行を進めることにつながり、最終的には地域移行者数に反映することがゴールだと考えますが、なかなか地域移行者数に反映するのは難しいということがあるかと思います。機能を強化していくためには、基幹相談支援センターと拠点の連携、協議会における個別事例から地域課題の抽出など、協議会の活性化が求められています。施策の方向性については以上です。

○ＷＧ長

　ありがとうございました。これに好事例が出ていますが、何か補足いただくようなこととかありますか。結構すごいことをやっていますね。

○委員

　当市は、本当に社会資源がないので、色々なところにお声かけをさせていただいています。あと、高齢者の施設につきましては、元々が高齢者の施設の母体をされているところが、障がい者の方にも展開されているところに、グループホーム等をお持ちだったので、緊急時の対応でお願いに行ったときに、「高齢者の施設だったら駄目なの」みたいな、逆に法人さんの方からお声かけをいただいて、逆に、「いいんですか」みたいな、「制限がないんだったら使ったら」みたいな感じのあたりで、「じゃ、他にも声をかけてみようか」と言ったら、受けていただけるところがあったという。そういう発想が、もちろん私たちも全然ない中で、法人さんの方からお声がけをいただいたというのは、すごくありがたかったです。訪看さんも、「こういうことをやっているの」という話をしたときに、「じゃ、うちで何か役立つことがあったら手伝えないかな」みたいなことをお声がけいただいたのがきっかけなので、そこは、すごく障がい者の社会資源が少ないながらも、手を挙げてやっていただけるところがあるというのは、すごくありがたいことだなとは思っています。

○ＷＧ長

　ありがとうございます。そうですよね。ほんと食わず嫌いをしたら駄目だし、一歩出たら、思わぬところというのはあったりしますけれどね。そのためには、やはり地域生活支援拠点というか、あまり目に見えて建物が建つわけではないのですが、目に見えないようなところに、どれだけきちんと取り組んでいくかというのは大事なのかなという気がしますけれどね。

○委員

　すみません。それとですけれど、高齢者施設だけではなくて、今年度から病院とも協定を結びました。ここの高齢者施設さんから、やはり当市は医療的ケアの受入がすごく難しいというあたりで、「病院で受け入れてもらえないの？」というのを、市内に２箇所しか入院施設を持っている病院がないので、ダメ元で、「じゃ、声をかけてみようか」と言ったら、病院が受けてくださったというのもあります。

○ＷＧ長

　これは、横展開というか、そういう機能をしているというか、動いているというようなところは、現在進行形で、どんどん情報提供をしていければいいと思うのですよね。すごいなというのが。他に、皆さま方、この部分、ご意見はないですか。僕自身は、地域生活支援拠点は、だいぶ前に、府で整備する検討を、まさに、ここのワーキンググループでやって、その当時の市町村さんが、全然反応をしてくれなくてというようなことがあります。この言葉を聞くと、脊髄反射のように、ガクッとくる自分がいるのですが、皆さん、何かないですか。大丈夫ですか。これも同じです。当然、今日のこの１回で非常にたくさんの情報を、私たちで共有していますので、委員の皆さんがお帰りになられた後で、次回に向けて、例えば、調査項目でも結構ですし、「こういう視点はどうなんだ」というのでも結構ですが、お寄せいただければと思いますので、よろしくお願いします。本当にざっくばらんに進めていったら、これは、絶対に悪い取組ではないので、何とか形にしていければと思いますので、よろしくお願いいたします。一旦ここで事務局さんにお返ししてよろしいですか。

○事務局

　ワーキンググループ長、ありがとうございました。委員の皆さまには、活発なご議論をいただき、誠にありがとうございました。意見照会のスケジュールについては、９月中旬ごろにご依頼させていただき、９月末までにご意見をいただく形で考えています。追加で議論をしていきたい項目などございましたら、意見照会にてご意見をいただきたいと思います。以上をもちまして、「令和５年度第１回大阪府障がい者自立支援協議会　地域支援推進部会　基盤整備促進ワーキンググループ」を閉会いたします。本日はありがとうございました。

（終了）